

4 生 衛 第 3 7 号
令和 4 年 5 月 1 6 日

福祉保健部長 様
(医療政策課、長寿社会課、障害福祉課扱い)

県民生活環境部長
(公印省略)

出張理容・出張美容の衛生確保について(周知依頼)

このことについては、厚生労働省から「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」(平成 19 年 10 月 4 日付け厚生労働省健康局長通知)が発出されており、本県では、出張理容・出張美容における利用者の衛生確保を目的として、「長崎県理容師及び美容師の出張業務指導要領(平成 21 年 4 月 1 日施行)」(以下、「県要領」という。)を策定しています。

県要領では、県内の理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が、県内(長崎市及び佐世保市を除く。)で出張理容・出張美容を行う場合は、要領に従って、事前に管轄の保健所に届出をしなければならず、届出の際に、保健所から衛生確保に関する指導を受けております。

しかしながら、県内において、県外の理容師又は美容師が、無届で出張理容・出張美容を行っている事例が報告されました。出張理容・出張美容の利用者は高齢者や体の不自由な方が多く、無届の出張理容・出張美容によって、利用者の健康を損なう恐れがあります。

つきましては、出張理容・出張美容の利用者及び利用する施設の安全を確保するため、下記の点に留意していただきますよう関係者及び関係施設に対して、ご周知をお願いいたします。

記

出張理容・出張美容を利用する方は、以下のことに留意してください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容師又は美容師の免許を有していることを確認するため、本人の理容師免許又は美容師免許の提示を受けてください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事している場合は、理容所又は美容所に従事していることが分かる書類(検査確認済証(写し)等)の提示を受けてください。出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事していない場合(県外、長崎市及び佐世保市の理容所又は美容所に従事している場合を含む。)は、管轄の保健所へ出張理容又は出張美容の届出を行ったことが確認できる書類の提示を受けてください。

以上のことが確認できない場合は、理容行為・美容行為を受けないでください。